

業務区域	山形県		
対象建築物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 延べ面積が10,000m<sup>2</sup>を超える建築物</li> <li>2. 高さが31mを超える建築物</li> <li>3. 他の指定構造計算適合性判定機関が業務規程により判定しないと定めた建築物</li> <li>4. 建築物の2以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれの部分を一の建築物とみなし、一以上の部分が上記のいずれかに該当する場合は、その他の部分も該当するものとみなす</li> </ol>		
判定手数料 (非課税)	建築物の床面積 の合計※	大臣認定プログラム 以外による構造計算	大臣認定プログラム による構造計算
	1,000m <sup>2</sup> 以内	177,000円	138,000円
	1,000m <sup>2</sup> 超 2,000m <sup>2</sup> 以内	235,000円	167,000円
	2,000m <sup>2</sup> 超 10,000m <sup>2</sup> 以内	267,000円	182,000円
	10,000m <sup>2</sup> 超 50,000m <sup>2</sup> 以内	354,000円	225,000円
	50,000m <sup>2</sup> 超	647,000円	370,000円
	※ 計画変更については、床面積の合計の1/2の面積（床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積+増加する部分以外の床面積の1/2）とする		
お受けできる 事務所	<a href="#">東京(本部)</a> <a href="#">大阪事務所</a>		